大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の11第1項及び大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程(平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号。以下「規程」という。)第8条第1項の規定による指定の取消し(以下「指定の取消し」という。)並びに規程第9条第1項の規定による指定の効力の停止(以下「指定の効力の停止」という。)を行う場合の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、大阪広域水道企業団水道 事業給水条例(平成29年大阪広域水道企業団条例第2号)及び規程の 例による。

(処分の対象事項等)

- 第3条 指定の取消し又は指定の効力の停止(以下これらを「処分」という。)の対象となる事項(以下「処分対象事項」という。)並びにこれに対する処分の内容(以下「処分内容」という。)は、別表のとおりとする。
- 2 一の事案が処分対象事項の複数の事項に該当する場合は、最も重い 処分を科すものとする。

(違反行為の調査)

- 第4条 企業長は、指定事業者について、処分対象事項に該当する事実 (以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき又は同様の疑いで大 阪広域水道企業団行政手続条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第 6号。以下「行政手続条例」という。)第36条第1項の規定による処 分若しくは行政指導の求めがあるときは、当該指定事業者に事情聴取 通知書(様式第1号)により通知し、水道センター所長(以下「所長」 という。)にその事実関係を調査させるものとする。
- 2 企業長は、前項の規定による調査において、指定事業者に違反行為 があると認めるときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是 正するよう指導する。
- 3 前項に規定する場合において、企業長は、指定事業者に対し、期日 を定め、違反行為に関するてん末書(様式第2号)の提出を求める。
- 4 第1項の所長は、指定事業者から前項のてん末書が提出されたときは、速やかに違反調査兼報告書(様式第3号)を作成する。なお、期日までにてん末書が提出されなかったときは、速やかにその旨を記載した違反調査兼報告書を作成する。

(文書による注意等)

第5条 企業長は、違反行為の内容を検討し、処分は要しないが違反行 為の再発を防止するための改善等を促すことが必要と認めるときは、 文書による注意又は警告を行うものとする。

(意見陳述のための手続)

- 第6条 企業長は、処分をしようとする場合は、次の各号の区分に従い、 行政手続条例第13条第1項の意見陳述のための手続を行う。
 - (1) 指定の取消しをしようとする場合 聴聞
 - (2) 指定の効力の停止をしようとする場合 弁明の機会の付与
- 2 聴聞は、広域調整課長が主宰する。
- 3 指定を取り消すに当たり、指定事業者が法第25条の3第1項及び規程第5条に掲げる要件を欠くとき又は不正の手段により指定若しくは指定の更新を受けたときは、聴聞の手続を要しないものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、意見陳述のための手続については、行政手続条例及び大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に定めるところによる。

(審査会の開催)

第7条 企業長は、行政手続条例第 24 条第3項の報告書又は同条例第 27条第1項の弁明書の提出を受け、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者処分審査会要綱の規定に基づき、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者処分審査会(以下「審査会」という。)を開催する。

(処分の通知等)

- 第8条 企業長は、審査会の審査結果(以下「審査結果」という。)を 踏まえ、処分を決定したときは、指定事業者に対し、処分決定通知書 (様式第4号)により通知する。
- 2 企業長は、審査結果を踏まえ、処分を行わない場合であっても、違 反行為の再発を防止するため必要があると認めるときは、是正通知書 (様式第5号)による指導を行うものとする。
- 3 企業長は、指定の取消し又は指定の効力の停止を行うときは、規程 第 10 条第 3 号又は同条第 4 号の規定に基づき公示する。

(給水装置工事の取扱い)

- 第9条 企業長は、処分日において、当該処分をされた指定事業者が既 に施行している給水装置工事(以下「工事」という。)については、 速やかに竣工させ、必要な検査を受けさせるものとする。
- 2 企業長は、処分日において、前項の指定事業者に係る工事が施行されていないときは、当該工事の申込者と協議し、工事を中止するものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 企業長は、法第25条の4第1項の給水装置工事主任技術者(以

下「主任技術者」という。) に、法に違反する行為があったと認める ときは、その旨を厚生労働大臣に報告する。 (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、 企業長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

※1 規程第8条第1項各号に該当する場合に、指定の取消しに替えて行う指定の効力の停止は、規程第9条第1項の規定に基づく。 ※2 水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。)

違						2 年厚生省令第 45 号。以下「法施行規則	リ」という。)
足				関係条文 		61 (1 L) A Z Z Z	15 O L 55
項目	法	規程 ※1	法	法施行 規則※2	規程	処分対象事項	処分内容
指	第 25 条の 11	第8条	第 25 条の 3		第5条		
定要件	第1項 第1号	第1項 第2号	第1項 第1号	第 21 条	第1号	1 事業所ごとに主任技術者を置かないと き。	指定の取消し
違反			第1項 第2号	第 20 条	第2号	2 法施行規則第 20 条で定める機械器具 を有しなくなったとき。	指定の取消し
			第1項 第3号イ	第 20 条の 2	第3号ア	3 心身の故障により給水装置工事の事業 を適正に行うことができない者として法 施行規則第20条の2で定める者である ことが判明したとき。	指定の取消し
			第1項 第3号口		第3号イ	4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し
			第1項 第3号ハ		第3号ウ	5 法に違反して、刑に処せられ、その執 行を終わり、又は執行を受けることがな くなった日から2年を経過しない者であ ることが判明したとき。	指定の取消し
			第1項 第3号二		第3号工	6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明 したとき。	指定の取消し
			第1項 第3号ホ		第3号才	7 次に掲げる事由により、業務に関し不 正又は不誠実な行為をしたとき。	
						(1) 無断通水、メーターの不正使用 等をしたとき。	指定の取消し 又は指定の効 力の停止6月 以下
						(2) 道路掘削許可、道路使用許可を 受けずに工事を施行したとき。	指定の効力の 停止6月以下
						(3) 施工上の安全管理を怠り、従業 員を死傷させたとき。	指定の効力の 停止6月以下
						(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆 に死傷者を出し、又は被害を与え たとき。	指定の取消し 又は指定の効 力の停止6月 以下
						(5) 文書警告に従わないとき。	指定の効力の 停止3月以下
						(6) 前各号に定めるもののほか、企業長の承認を受けないで工事を施行したとき、工事完成後に企業長の検査を受けなかったとき、又はその他の違反行為をしたとき。	指定の取消し 又は指定の効 力の停止6月 以下
			第1項 第3号へ		第3号カ	8 法人であって、その役員のうちに上記 3から7までのいずれかに該当する者が いることが判明したとき。	3から7まで の各項目の処 分内容に準ず る。

違	根拠条文		関係法令条文				
反項目	法	規程	法	法 施行規則	規程	処分対象事項	処分内容
主	第 25 条の 11	第8条	第 25 条の 4	第 21 条	第11条		
任技術者	第1項 第2号	第1項 第4号	第1項	第1項	第1項	9 指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなかったとき。	指定の取消し
選任等義			第1項	第21条 第2項	第2項	10 選任した主任技術者が欠けたときに、 当該事由が発生した日から2週間以内に 新たに主任技術者を選任しなかったと き。	指定の取消し
務違反			第2項	第 22 条	第3項	11 主任技術者を選任又は解任したとき に、遅滞なく、その旨を企業長に届け出 なかったとき。	指定の取消し
			第1項	第 21 条 第 3 項	第4項	12 主任技術者が 2 以上の事業所の主任 技術者となったために、その職務を行う に当たっての支障が生じたとき。	指定の効力の 停止3月以下
届	第 25 条の 11	第8条	第 25 条の 7		第7条		
出義務違反	第1項 第3号	第1項第3号		第 34 条 第 35 条	第1項 第2項 第3項	13 指定事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、定められた期間内にその旨を企業長に届け出なかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
事	第 25 条の 11	第8条	第 25 条の 8	第 36 条	第 13 条		
業の運	第1項 第4号	第1項 第5号		第1号	第1号	14 給水装置工事ごとに主任技術者を指 名しなかったとき。	指定の取消し
営義務違反				第2号	第2号	15 配水管からの分岐工事及び配水管への 取付口から水道メーターまでの工事を施 行する場合において、当該配水管及び他 の地下埋設物に変形、破損その他の異常 を生じさせることがないよう適切に作業 を行うことができる技能を有する者を従 事させ、又はその者に当該工事に従事す る他の者を監督させないとき。	指定の効力の 停止1月以下
				第3号	第3号	16 給水区域において、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の取消し 又は指定の効 力の停止6月 以下
				第 5 号イ	第5号ア	17 水道法施行令 (昭和 32 年政令第 336 号) 第6条で定める給水装置の構造及び 材質の基準に適合しない給水装置を設置 したとき。	指定の取消し 又は指定の効 力の停止6月 以下
				第5号口	第5号イ	18 給水管及び給水用具の切断、加工、接 合等に適さない機械器具を使用したと き。	指定の効力の 停止3月以下
				第6号	第6号	19 施行した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に記録を作成させなかったとき、又はその記録を作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の効力の 停止3月以下

違	根拠条文		関係法令条文				
反項目	法	規程	法	法 施行規則	規程	処分対象事項	処分内容
工事施行	第 25 条の 11 第 1 項 第 5 号	第8条	第 25 条の 9		第14条	20 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査	指定の効力の 停止3月以下
に関す	第1項第6号	第7号	第 25 条の 10		第 15 条	に立ち会わせないとき。 21 給水装置工事に関する報告若しくは資料の提出の求めに対し、正当な理由なく	指定の取消し 又は指定の効
る義務違	第1項	第8号				これに応じず、又は虚偽の報告若しくは 資料の提出をしたとき。 22 施行した給水装置工事が水道施設の	力の停止 6 月 以下 指定の取消し
反	第7号	<i></i>				機能に障害を与え、又は与えるおそれが 大きいとき。	又は指定の効 力の停止6月 以下
不正申請	第25条の11 第1項 第8号	第8条				23 不正の手段により、指定又は指定の更 新を受けたとき。	指定の取消し

 第
 号

 年
 月

 日

大阪企第 号

(指定給水装置工事事業者名)

(代表者名) 様

大阪広域水道企業団企業長

事情聴取通知書

水道法第 25 条の 11 第 1 項第 号及び大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 1 項第 号の規定に違反している疑いがあるため、次のとおり事情聴取を行いますので通知します。

事情聴取を行う事項	
事情聴取される者	
事情聴取を行う場所	水道センター 住 所: 電 話: 担当者:
事情聴取を行う日時	年 月 日 時

(注)

- 1 事情聴取の日時について都合の悪い場合は、ご連絡ください。
- 2 来所されるときは、この通知書をご持参ください。

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

指 定 番 号 大阪企第 号 住 所 名 称 代表者氏名

てん末書

今般、 水道センター所長から事情聴取を受けました違反行為に関し、経緯を説明するとともに、原因究明及び再発防止のための対策を講じることとしましたので、次のとおり報告します。

問題発生日時	
問題発生場所	
内 容	
原 因	
今回の対応	
今後の対策	

第号年月

大阪広域水道企業団企業長 様

水道センター所長

違反調查兼報告書

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱第4条第4項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者の違反行為について、次のとおり報告します。

違反事項確認日	年 月 日
確認者	
調査年月日	年 月 日
調査員	
調査場所	
	指 定 番 号 大阪企第 号
指定給水装置工事事	住 所
業者	名
	代表者氏名
給水装置工事主任技	免状交付番号
術者	氏名
違反行為	
違反行為の根拠規定	水道法第 25 条の 11 第 1 項第 号 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程 第 8 条第 1 項第 号
具体的な違反状況	
備考	

様式第4号(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

大阪企第 号

(指定給水装置工事事業者名)

(代表者名) 様

大阪広域水道企業団企業長即

処分決定通知書

次の処分を決定したので、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱第8条第1項に基づき通知します。

被処分者	指 定 番 号 大阪企第 号 住 所 名 称 代表者氏名
処分の内容	指定の取消し 指定の効力の停止 (年 月 日から 年 月 日まで (月))
違反行為の根拠規定	水道法第 25 条の 11 第 1 項第 号 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程 第 8 条第 1 項第 号
処分の原因となる事 実及び理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪広域水道企業団を被告として(訴訟において大阪広域水道企業団を代表する者は大阪広域水道企業団企業長となります。)、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算 して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場 合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

 第
 号

 年
 月

 日

大阪企第 号

(指定給水装置工事事業者名)

(代表者名) 様

大阪広域水道企業団企業長

是正通知書

あなたは、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱別表(第3条関係)処分対象事項[番号]に該当しているので、速やかに是正するよう通知します。

なお、是正通知にもかかわらず、指摘した違反行為を是正しないときは、 水道法第 25 条の 11 第 1 項

た版広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第8条第1項又は第9条第1項 指定の取消し又は指定の停止の処分を行う手続を進める場合もありますので、 ご承知おきください。

違反行為	
違反行為の根拠規定	水道法第 25 条の 11 第 1 項第 号 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程 第 8 条第 1 項第 号
具体的な違反状況	